

横瀬町町民グラウンド

人工芝グラウンド利用上の注意

1 利用できる競技等について

人工芝グラウンドは、スポーツやレクリエーション等、多目的な用途に利用できますが、次のスポーツ種目・競技等を行うことはできません。

【禁止競技種目等】

- ① **投てき種目**(ハンマー投げ、砲丸投げ、円盤投げ、やり投げ等)
- ② **金属道具**の使用により、人工芝を傷めるおそれのある競技種目
(例外：グラウンドゴルフ、野球、ソフトボール)
- ③ **金属スパイク**を使用して行う競技種目
- ④ 人工芝にペグ等の**金具類**を**打ち込む**必要のある競技種目等
- ⑤ 人工芝上に**重量物**を**設置**する必要のある競技種目等
- ⑥ その他、人工芝の状態を悪化させるおそれのある競技種目等

2 禁止事項及び注意事項

(1) **禁止事項** 次の行為をしてはいけません。

- ① **周辺住民や通行者、他の利用者への迷惑行為**
- ② **石灰、泥・土・石、ペグ等の金具類、火気、飲食物、金属製スパイクなどを人工芝内に持ち込むこと**
- ③ **グラウンドの施設・設備等に損傷を生じさせること**
- ④ **動物を連れてグラウンド内に入場すること**
- ⑤ **午後9時以降に照明を点灯させること**

(2) **注意事項**

- ① 利用時は、グラウンドの「利用許可書」を携行してください。
- ② **人工芝グラウンド内への石灰の持ち込みは禁止**ですので、ラインを引く必要がある場合は、教育委員会の指示に従ってください。
- ③ **靴底や服に付着した異物(石・土・泥、落葉、廃棄物類等)をきれいに落としてからグラウンド内に入場してください。**
- ④ **熱中症予防用の水を除き、グラウンド内に飲食物を持ち込まない**てください。
なお、**スポーツドリンクは、人工芝の外で飲用**してください。
- ⑤ **ごみは、必ず持ち帰**ってください。
- ⑥ その他、次回も気持ちよくグラウンドの利用ができるよう心がけてください。

3 利用時間等について

グラウンドの利用時間は、原則として、午前8時から午後9時までとし、次の貸出し区分により利用できます。なお、準備及び片付けは、当該利用時間の中で行ってください。

- ① 午前 午前8時から正午まで
- ② 午後 午後1時から午後5時まで
- ③ 夜間 午後5時から午後9時まで

4 夜間照明の点灯方法、鍵の貸出し・返却について

(1) 照明点灯スイッチは、ボックス（下グラウンド北東側、管理棟とトイレの間の防球ネット支柱に設置してあります。）の前面上部にある2箇所の小窓の中にあります。小窓は、保安管理上、施錠してあります。

- ① ボックス上部の小窓は、照明使用時のみ解錠し、照明使用後は、速やかに施錠してください。
- ② 鍵は、横瀬町教育委員会で保管していますので、**鍵の借受けと返却は、横瀬町教育委員会事務室において、午前8時30分から午後5時の間に行ってください。**なお、土・日曜日や国民の祝日の場合でも、町役場庁舎内の当直職員が対応します。
 - ・ **鍵の貸出時期：利用日の3日前から**
 - ・ **鍵の返却時期：利用日の翌々日まで**

(2) 照明設備使用に関しては、必要以上の点灯を控え、午後9時までに消灯し、速やかにグラウンドから退出してください。

5 違反した場合の罰則

本マニュアルの規定を遵守できなかった利用者に対しては、そのことにより町が被った損害の賠償を請求することがあります。また、以後の横瀬町体育施設利用許可の判断にも影響します。

6 その他

町民グラウンドに関する事項は、横瀬町教育委員会までご連絡をお願いします。

(担当)横瀬町教育委員会 生涯学習グループ
〒368-0072 横瀬町大字横瀬 4545 番地
電話：0494-25-0118 FAX：0494-23-9349
E-mail：kyouiku@town.yokoze.saitama.jp